⑶　工事場所
①工事　福島県伊達市月舘町御代田地内
②工事　福島県伊達市月舘町布川地内
⑷　工事内容
①工事　ＰＣ６径間連続ラーメン箱桁橋　橋長Ｌ＝462m、Ｗ＝12.0m、ＰＣ箱桁製作　１式、架設工　１式、橋梁付属物工　１式
②工事　ＰＣ２径間連続ラーメン箱桁橋　橋長Ｌ＝173m、Ｗ＝12.0m、ＰＣ箱桁製作　１式、架設工　１式、橋梁付属物工　１式
⑸　工期
①工事　契約締結日の翌日から平成28年10月31日まで
②工事　契約締結日の翌日から平成28年３月28日まで
⑹　使用する主要な資機材
①工事　コンクリート　約5,000㎥、鉄筋　約800ｔ、ＰＣケーブル　約300ｔ
②工事　コンクリート　約2,500㎥、鉄筋　約400ｔ、ＰＣケーブル　約150ｔ
⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。
③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑤　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⑥　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⑦　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。
⑧　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成11年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記⒜から⒠の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
⒜　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
⒝　橋梁形式が連続箱桁又はラーメン形式の新設のＰＣ橋であること。
⒞　最大支間長が65m以上であること。
⒟　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。
⒠　当該施工実績が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
なお、⒜から⒠は同一の橋梁で施工した実績であること。
また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記⒠「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。
経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員の何れか１社が、上記⒜から⒠までの要件を満たしていること。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
なお、本公告において申請できる技術者は１名とする。（上記１で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
②　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐から㋔の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
㋑　橋梁形式が連続箱桁又はラーメン形式の新設のＰＣ橋であること。
㋒　最大支間長が65m以上であること。
㋓　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。
㋔　当該施工経験が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
なお、㋐から㋔は同一の橋梁で施工した経験であること。
また、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋔「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　経常建設共同企業体（甲型）も申請できる技術者は１名であるが、受注した際には全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できることとし、構成員の何れか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。
また、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。
⑹　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。